平成26年(国)第785号

平成27年6月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載 の原処分を取り消し、障害認定日(平成〇 年〇月〇日)をその受給権発生日とする国 民年金法(以下「国年法」という。)に基 づく障害基礎年金の支給を求めるというこ とである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、初診日を平成○年○月○日とする統合失調症(妄想型)(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、当該傷病の初診日を平成〇年〇月〇日とした上で、請求のあった当該傷病について、提出された診断書において、障害認定日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表(障害等級1級、2級の程度を定めた表)に定める程度に該当しているか認定することができないためとして、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、平成〇年〇月 〇日付で、請求人に対し、裁定請求日に おける請求人の当該傷病による障害の状態が、国年令別表に定める2級16号の 障害の程度に該当するとして、受給権発 生日を同年〇月〇日とし、その翌月から 障害等級2級の障害基礎年金を支給する 旨の処分をしている。 3 請求人は、原処分を不服として、標記 の社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 障害認定日を受給権発生日とする障害 基礎年金を受給するためには、障害認定 日における障害の状態が、国年令別表に 定める程度(障害等級1級又は2級)に 該当することが必要とされている。
- 2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る 初診日が平成〇年〇月〇日にあることは 本件資料により明らかであり、障害認定 日が当該初診日から起算して1年6か月 を経過した日 (平成〇年〇月〇日) であ ることについては、当事者間にも争いが ないと認められるところ、保険者が前記 第2の2掲記の理由により原処分をした のに対し、請求人はこれを不服としてい るのであるから、本件の問題点は、現在 提出されている資料等によって障害認定 日における請求人の当該傷病による障害 の状態(以下、これを「本件障害の状態」 という。)が、国年令別表に定める程度 に該当していると認められるかどうかで ある。
- 3 障害基礎年金の裁定請求において、そ の障害の状態がいかなるもので、それが 国年令別表の定める程度に該当するかど うかの認定は、受給権の発生・内容にか かわる重大なことであるから、それが客 観的かつ公正・公平に行われなければな らないことはいうまでもないところであ る。したがって、それは、障害の状態・ 程度を認定すべきものとされている時期 において、その傷病について直接診断を 行った医師(歯科医師を含む。以下同じ。) ないし医療機関が診断当時に作成した診 断書、若しくは、医師ないし医療機関が、 診断が行われた当時に作成された診療録 等の客観性のあるいわゆる医証の記載に 基づいて作成した診断書、又は、これら に準ずるものと認めることができるよう な証明力の高い資料(以下「障害程度認 定適格資料」という。) によって行わな ければならないものと解するのが相当で

ある。

そして、障害の程度を認定するための より具体的な基準として、社会保険庁に より発出され、同庁の廃止後は厚生労働 省の発出したものとみなされて、引き続 き効力を有するものとされ、当審査会も、 障害の認定及び給付の公平を期するため の尺度として、それに依拠するのが相当 であると考えている「国民年金・厚生年 金保険障害認定基準|(以下「認定基準| という。)が定められているところ、そ の「第2 障害認定に当たっての基本的 事項」の「3 認定の方法」には、「障 害の程度の認定は、診断書及びX線フイ ルム等添付資料により行う。ただし、提 出された診断書等のみでは認定が困難な 場合……は、再診断を求め又は療養の経 過、日常生活状況等の調査、検診、その 他所要の調査等を実施するなどして、具 体的かつ客観的な情報を収集した上で、 認定を行う。また、原則として、本人の 申立等及び記憶に基づく受診証明のみで は判断せず、必ず、その裏付けの資料を 収集する。」とされている。

本件についてこれをみると、本件裁定 請求に際して請求人が提出している診断 書等の資料の中から、作成者及びその記 載内容からみて障害程度認定適格資料と して取り上げなければならないものを全 て挙げると、① a病院b科·A医師(以 下「A医師」という。) 作成の平成〇年 ○月○日現症に係る平成○年○月○日付 診断書(以下「本件診断書」という。)、 ② A医師作成の平成〇年〇月〇日現症 に係る同日付診断書(以下「本件裁定請 求日診断書」という。)、③ c病院・B 医師(以下「B医師」という。) 作成の 平成〇年〇月〇日付診療情報提供書、④ A医師作成の平成○年○月○日付の修正 前と修正後の2通の受診状況等証明書、 (5) 再審査請求時に提出されたA医師作 成の「係御中 請求人氏の件」で始まる 書面、及び、⑥ B医師作成の平成〇年 ○月○日付證明書があり、その他には存 しないところ、これらの各資料(以下、 それぞれ「資料①」などという。)をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①によれば、障害の 原因となった傷病名には当該傷病が掲げ られ、傷病の発生年月日は「平成○年○ 月〇日以前、診療録で確認(平成〇年〇 月〇日)」、そのため初めて医師の診断を 受けた日は「平成○年○月○日、診療録 で確認 (平成○年○月○日)」とされた 上で、発病から現在までの病歴及び治療 の経過等は、請求人の(元)主治医のB 医師が平成○年○月○日に陳述したとし て、「別記(現症) 参考 H ○. ○. ○ c 病院受診以後、H〇. ○当院初診時で徐々 なる症状-社会適応の悪化はあれ改善は ない。」とされ、障害の状態(平成○年 ○月○日現症) として、前回の診断書の 記載時との比較は「悪化している」、病 状又は状態像は、抑うつ状態(憂うつ気 分)、幻覚妄想状態等(妄想、思考形式 の障害)、精神運動興奮状態及び昏迷の 状態 (滅裂思考)、統合失調症等残遺状 態(自閉、感情の平板化、意欲の減退)、 その他(不眠)があり、その具体的な程 度・症状・処方薬等は、「カルテ廃棄や 廃院の場合は、記入不可とのことですが、 本例に関しては、先医B医師との連係は その後もあり、ご希望のH○. ○. ○以後 3ヶ月の状態について記載できるものと 思われる。全体に、統合失調症、妄想型 の特徴としては、慢性化と治癒不能性に あり、その点を考慮してみると、c病院 受診後、上記当時の症状については、当 院へ紹介時と不変か、よくみても多少の 社会適応能力があった可能性のみがあっ たかと思われる程度で、本質的な変化は なかった……と理解するのが常識である と思われ、敢えて記載した。参考までに。」 とされ、当時の生活環境は、同居者の居 ない独居生活が維持され、家族との連絡 はあるが、病的な言動への理解は、その 周囲を含め不可能であり、日常生活能力 の判定は、金銭管理と買い物、通院と服 薬 (要) が助言や指導があればでき、適 切な食事、身辺の清潔保持、他人との意 思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及 び危機対応、社会性は、いずれも、助言 や指導をしてもできない若しくは行わな いとされ、日常生活能力の程度は、「(4) 精神障害を認め、日常生活における身の まわりのことも、多くの援助が必要であ る。」とされ、現症時の就労状況は、転 職が多くなっていたとされ、現症時の目 常生活活動能力及び労働能力は、被害・ 迫害妄想により、転職が目立ってきてい たが、労働意欲はあり就労するものの、 妄想のため持続性がなくなっているとさ れ、予後はきわめて不良と思われると記 載されている。以上のように、請求人が、 本件診断書を作成したA医師の診察を初 めて受けたのは平成○年○月であり、A 医師は、請求人を実際には診察していな かったおよそ7年前の請求人の現症につ いて記載した本件診断書を作成したこと が認められる。なお、A医師は、前医で あったB医師との連係はその後もあり、 請求人作成の平成〇年〇月〇日付受診状 況等証明書が添付できない申立書によれ ば、c病院は、「廃業はしているが(B 医師は) 医師会には出席、現主治医から 聞いた」などと記載していることから、 A医師が医師会などで、B医師と会う機 会があり、請求人の障害認定日当時の障 害の状態について情報交換をした可能性 については、これを否定することはでき ない。しかしながら、障害認定日である 平成○年○月○日という極めて限定され た時期における、請求人に関する日常生 活能力の判定に関する各項目、すなわち 適切な食事、身辺の清潔保持、金銭管理 と買い物、通院と服薬、他人との意思伝 達及び対人関係、身辺の安全保持及び危 機対応、及び、社会性について、それぞ れが、具体的に、できる、自発的にある いはおおむねできるが時には助言や指導 を必要とする、自発的かつ適正に行うこ とはできないが助言や指導があればでき る、助言や指導をしてもできない若しく は行わない、のいずれの程度に該当する かについてまで、当時の客観的な資料等

に基づいて詳細な検討がなされたものと までは認めがたく、これを肯定し得る客 観的な資料も根拠も見いだすことはでき ない。資料②は、裁定請求日当時におけ る請求人の当該傷病による障害の状態に ついて記載されている診断書であり、本 資料によって本件障害の状態がいかなる ものであったかを判断することはできな い。資料③は、平成○年○月○日当時の 請求人の状態について記載されているも のであり、平成○年○月○日に初診し、 来院の理由は、会社で色々女性のことで 言われていると被害関係妄想があり、再 就職しようとしても元の会社から色々連 絡があって就職できないなどとされ、当 時は、ビル管理の仕事をしていたが、仕 事がなかなか覚えられず、いつも所長か ら叱られ、また十木作業員に自分の噂を されていると時々言い、支持的精神療法 を受けていたとされていることが認めら れるものの、障害認定日当時における日 常生活能力の判定、日常生活能力の程度 について判断することのできる具体的な 記載はまったくなく、本資料によって本 件障害の状態がいかなるものであったか を判断することはできない。資料④は、 当時の診療録より記載されたもの、及び、 紹介されたB先生よりの診療情報提供 書(注:上記の資料③と思われる。)に より記載したものとされ、当初、初診年 月日は平成○年○月○日とされていたも のが、平成○年○月○日に修正されてお り、その内容は資料③と同様であって、 これら2通の受診状況等証明書によって も、本件障害の状態が具体的にどのよう なものであったかを判断することはでき ない。資料⑤によると、A医師は、本件 において診療録に基づかないとして、あ るいは診療情報提供書の内容が十分でな いとして本件障害の状態を認定できない とすることを批判しているが、本件障害 の状態についての具体的な内容の記載は 存しない。資料⑥においては、B医師 は、「平成〇年〇月〇日当時の請求人殿 の主治医として、a病院・A医師の診断 書内容と同意見であり、これに同意致します。」と記載しているが、上記に述べたところからすれば、この記載も障害認定日当時の客観的な資料に基づくものとは認められない。

以上によると、本件診断書に記載され ている請求人の状態は、現症日である平 成〇年〇月〇日当時には請求人を直接診 察していないA医師によって作成された ものであり、隨害認定日当時に請求人を 診察していたB医師作成の診療情報提供 書に基づき作成したとされているが、参 考としたとされる診療情報提供書には障 害認定日当時の日常生活能力の判定、日 常生活能力の程度について判断すること のできる具体的な記載は一切認められな い。そうすると、本件診断書の記載内容 を採用することはできないし、その他の いずれの資料に基づいても、あるいは、 それら複数の資料を併せてみても、本 件障害の状態が具体的にどのようなもの で、それが国年令別表に定めるいかなる 程度に該当するかどうかについて、これ を客観的かつ公正、公平に判断すること はできない。

4 したがって、請求人に対し、提出されている診断書によって障害認定日における障害の状態を認定できないとして、障害基礎年金を支給しないとした原処分は妥当であり、本件再審査請求は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。